

2023(令和5)年10月1日スタート 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) について

ハウスプラス住宅保証株式会社
ハウスプラス確認検査株式会社

目次

1. 消費税の基本的な仕組み
2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
3. ハウスプラスの場合
4. 制度開始までのスケジュール
5. 最後に

1. 消費税の基本的な仕組み

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

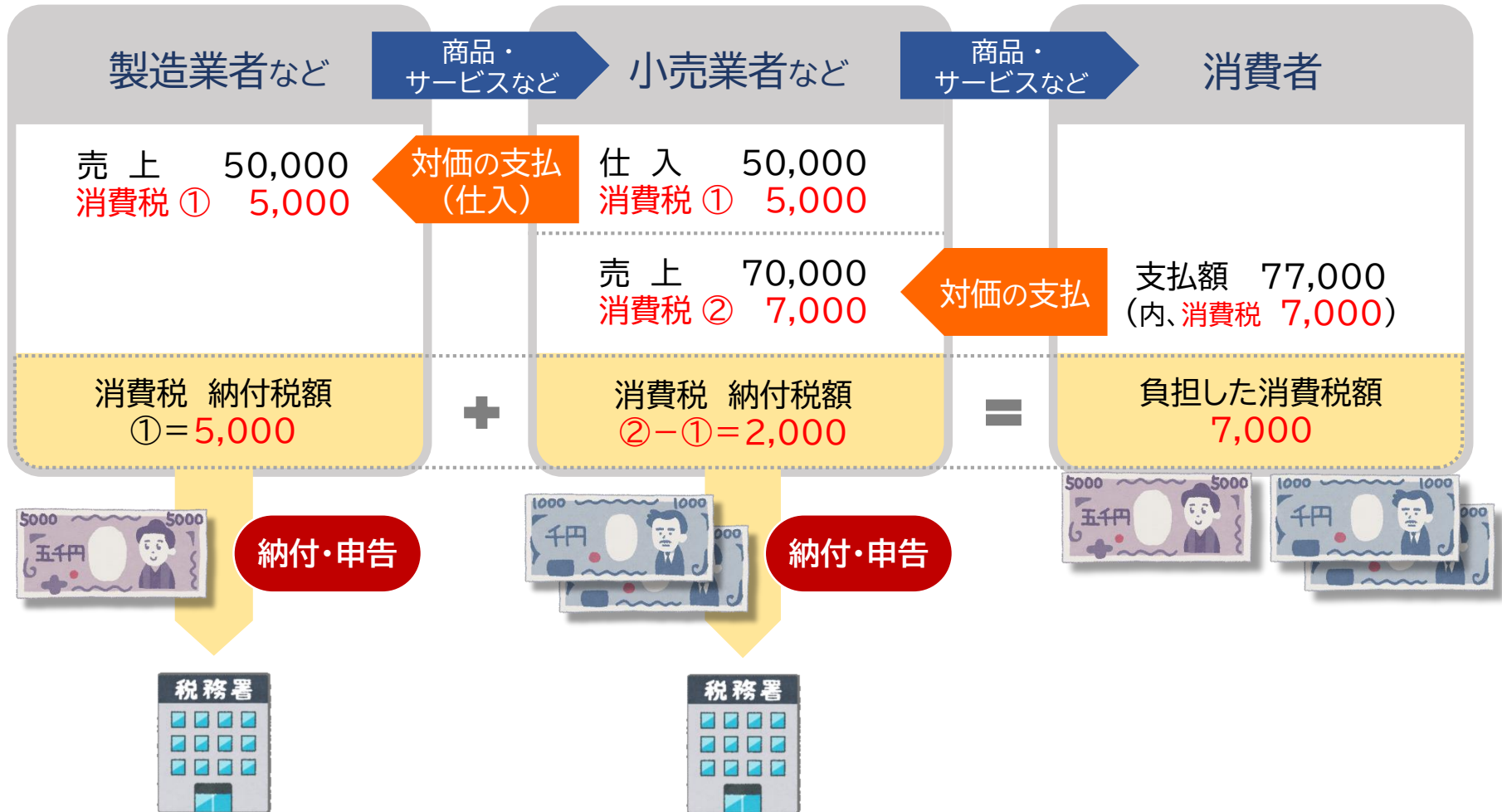
3. ハウスプラスの場合

4. 制度開始までのスケジュール

5. 最後に

消費税とは

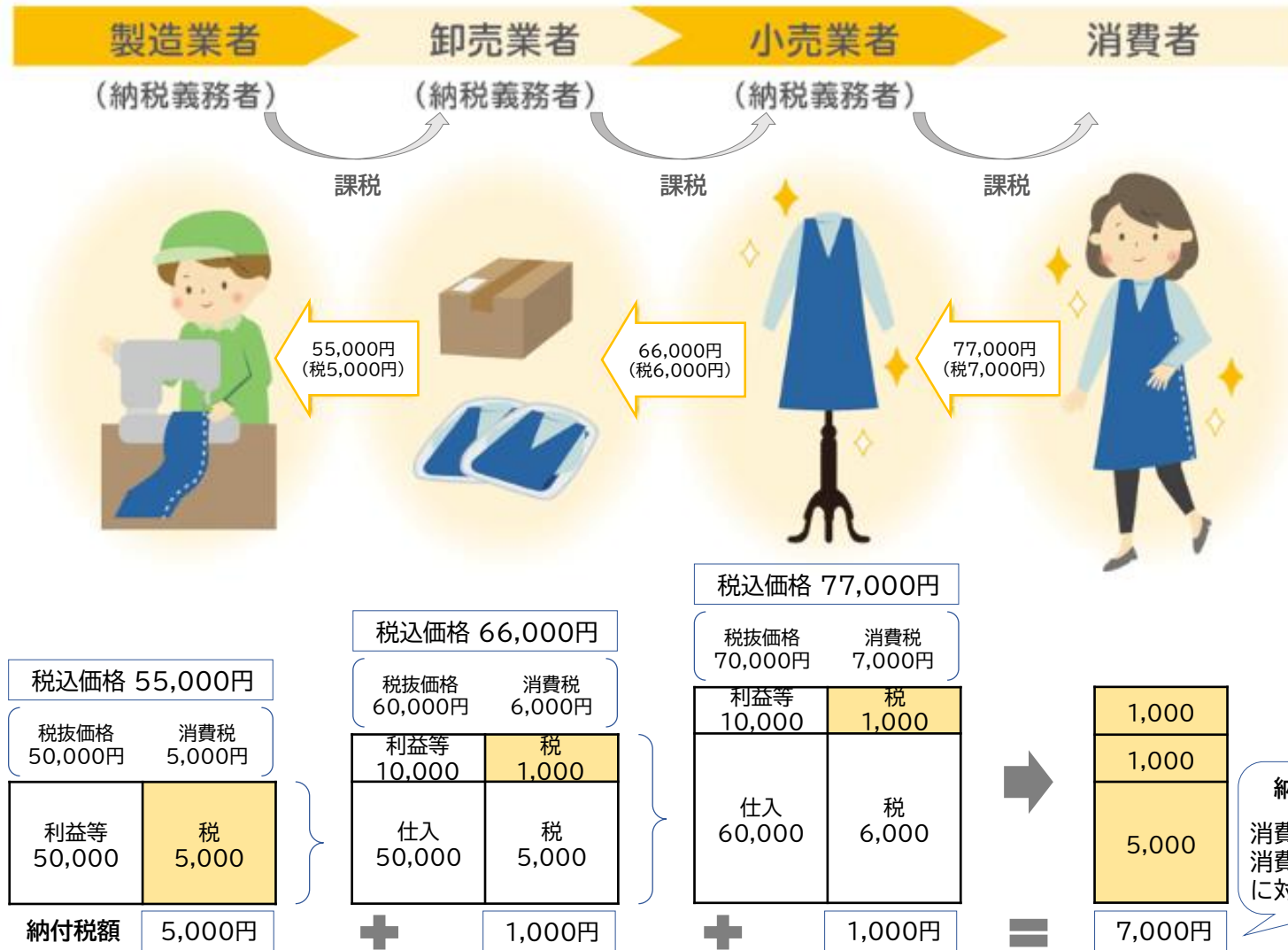
- 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税
- 最終的に商品等を消費、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付



1. 消費税の基本的な仕組み

多段階課税の仕組み（イメージ）

財務省 ホームページより引用



納付税額の計算方法

➤ 消費税納付税額は

課税売上げに係る消費税額
(売った時にお客様から**預かる消費税**)

から

課税仕入れに係る消費税額
(買った時に取引先に**支払う消費税**)

を差し引いて計算します。



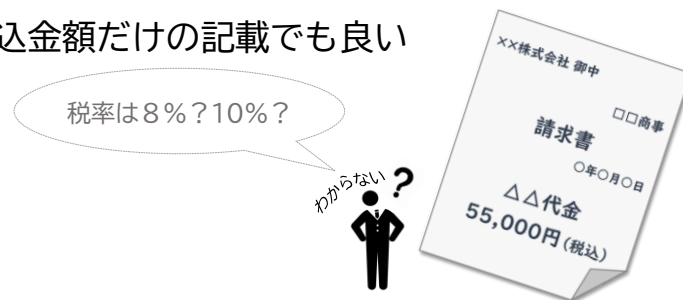
- なお、仕入税額控除の金額が大きいほど国への納付税額は減少します。そのため、仕入税額控除には請求書等の記載事項等について厳格な要件が設けられています。

1. 消費税の基本的な仕組み
2. **適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要**
3. ハウスプラスの場合
4. 制度開始までのスケジュール
5. 最後に

なぜ導入されるのか（導入時期：2023(令和5)年10月1日）

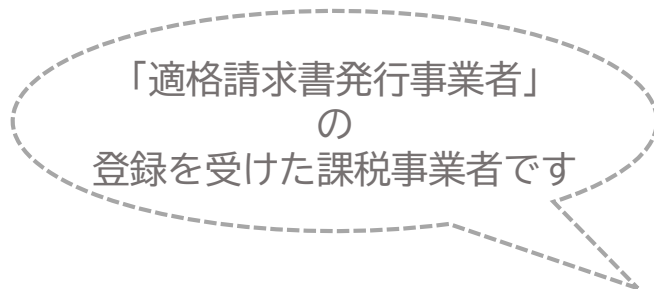
- 軽減税率の導入により、複数の消費税率（8%・10%）が存在（平成28年度税制改正）
現在の請求書の規定 ①適用税率や消費税額の記載義務なし ②税込金額だけの記載でも良い

- 税額計算を正確に行うために、
税率ごとの消費税額を正確に把握する必要がある



「適格請求書（通称：インボイス）」によって
取引相手に正確な適用税率や消費税額等を伝える

このインボイスを発行できるのは・・・



2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

「課税事業者」と「免税事業者」について

「適格請求書発行事業者」
を説明する前に・・・

課税事業者

消費税を国に納める義務がある事業者

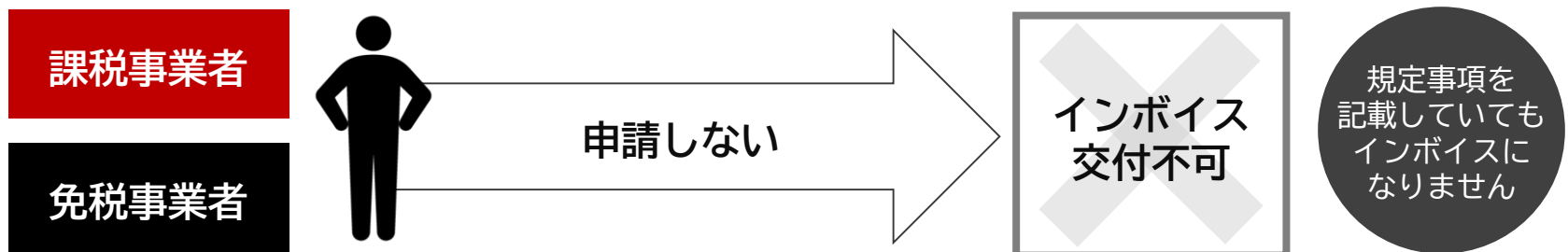
免税事業者

一定の要件（「基準期間における課税
売上高が1,000万円以下」など）を満たし、
消費税の納付を免除されている事業者

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

「適格請求書発行事業者」とは

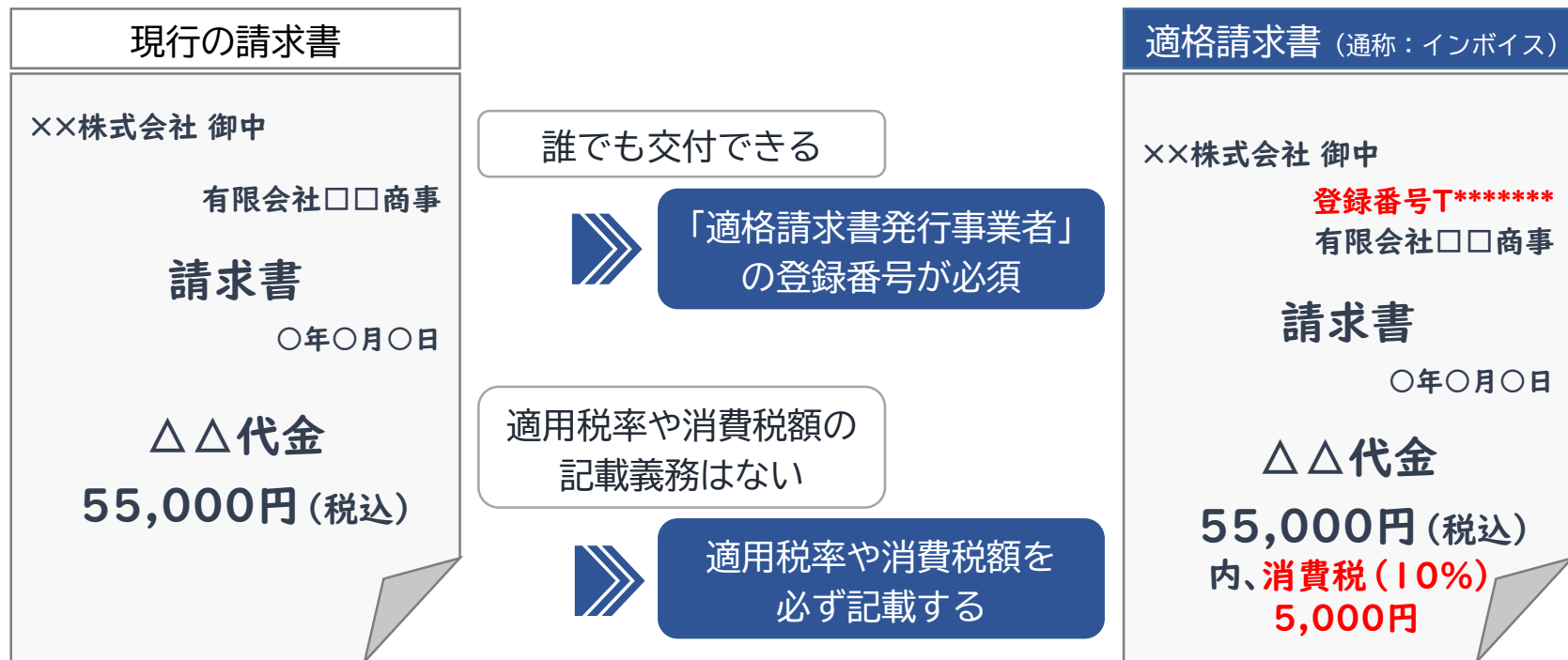
- 税務署に申請して「適格請求書発行事業者」の登録を受けた課税事業者をいいます。



2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

適格請求書（通称：インボイス）とは

- 「**適格請求書発行事業者**」が交付する、
規定の事項が記載された請求書・納品書・領収書・レシートなど
 の書類やデータを指します。



※その他、消費税端数処理方法など詳細規定あり

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

適格請求書（通称：インボイス）とは

- 買い手（代金を支払う側＝ハウスプラス）が作成し、売り手（代金を受け取る側＝検査員様）に対して交付する『**支払明細書**』なども適格請求書（通称：インボイス）とすることができます。

売り手（検査員様）の登録番号が必要

売り手（検査員様）の確認を受けることが必要

有限会社□□商事御中
登録番号T*****

××株式会社

※●日までにご連絡がない場合、
確認済とさせていただきます。

支払明細書（○年○月分）

支払金額合計 55,000円

内訳明細

商品	金額
□□□□	20,000
▲▲▲	30,000
消費税10%	5,000
合計	55,000

作成する買い手が「適格請求書発行事業者」の場合でも
交付先の売り手が「適格請求書発行事業者」でなければ
適格請求書（通称：インボイス）にはなりません

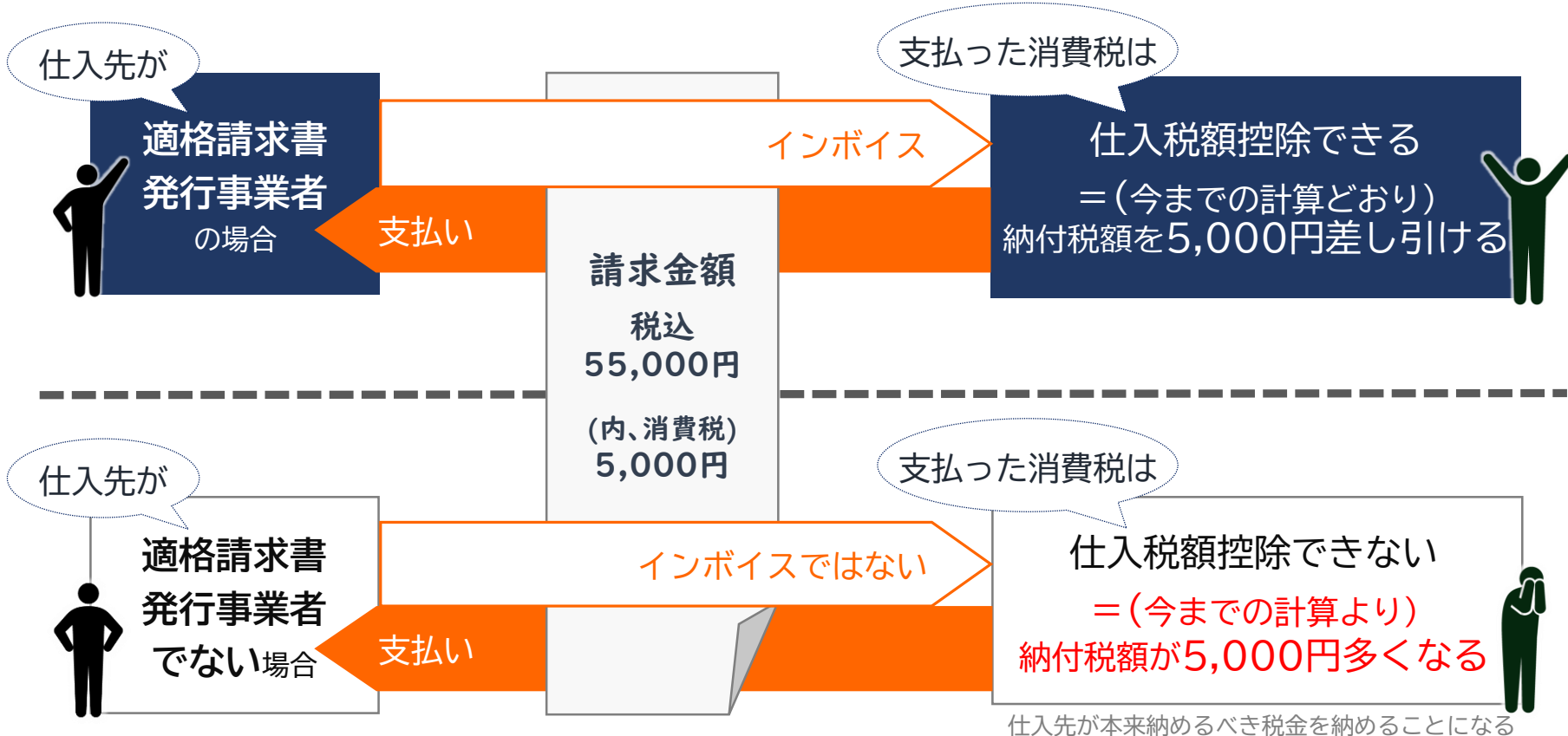
2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

なにが変わるのか

- 消費税納付税額の計算における、仕入税額控除の要件として「適格請求書（通称：インボイス）」を保存する事が必要です。



適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除ができません



2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

なにが変わるのか

適格請求書発行事業者になる場合

課税事業者

- 取引相手に適格請求書（インボイス）の交付可
= 取引相手の仕入税額控除に影響なし
(インボイス記載要件の対応要)

免税事業者

- 取引相手に適格請求書（インボイス）の交付可
= 取引相手の仕入税額控除に影響なし
(インボイス記載要件の対応要)
- 課税事業者として
毎年消費税の納付・申告が必要となる

適格請求書発行事業者にならない場合

- 取引相手に適格請求書（インボイス）の交付不可
= 取引相手の仕入税額控除に影響あり
= 今後の取引に関して、取引相手から交渉、確認等受ける可能性もあり

- 取引相手に適格請求書（インボイス）の交付不可
= 取引相手の仕入税額控除に影響あり
= 今後の取引に関して、取引相手から交渉、確認等受ける可能性もあり
- 消費税の納付・申告は必要なし
(今まで通り)

1. 消費税の基本的な仕組み
2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
- 3. ハウスプラスの場合**
4. 制度開始までのスケジュール
5. 最後に

(現在)

- ハウスプラスは、申込者様などからお預りした消費税と 検査員様などにお支払いした消費税（仕入税額控除）を基に納付税額を計算しています。

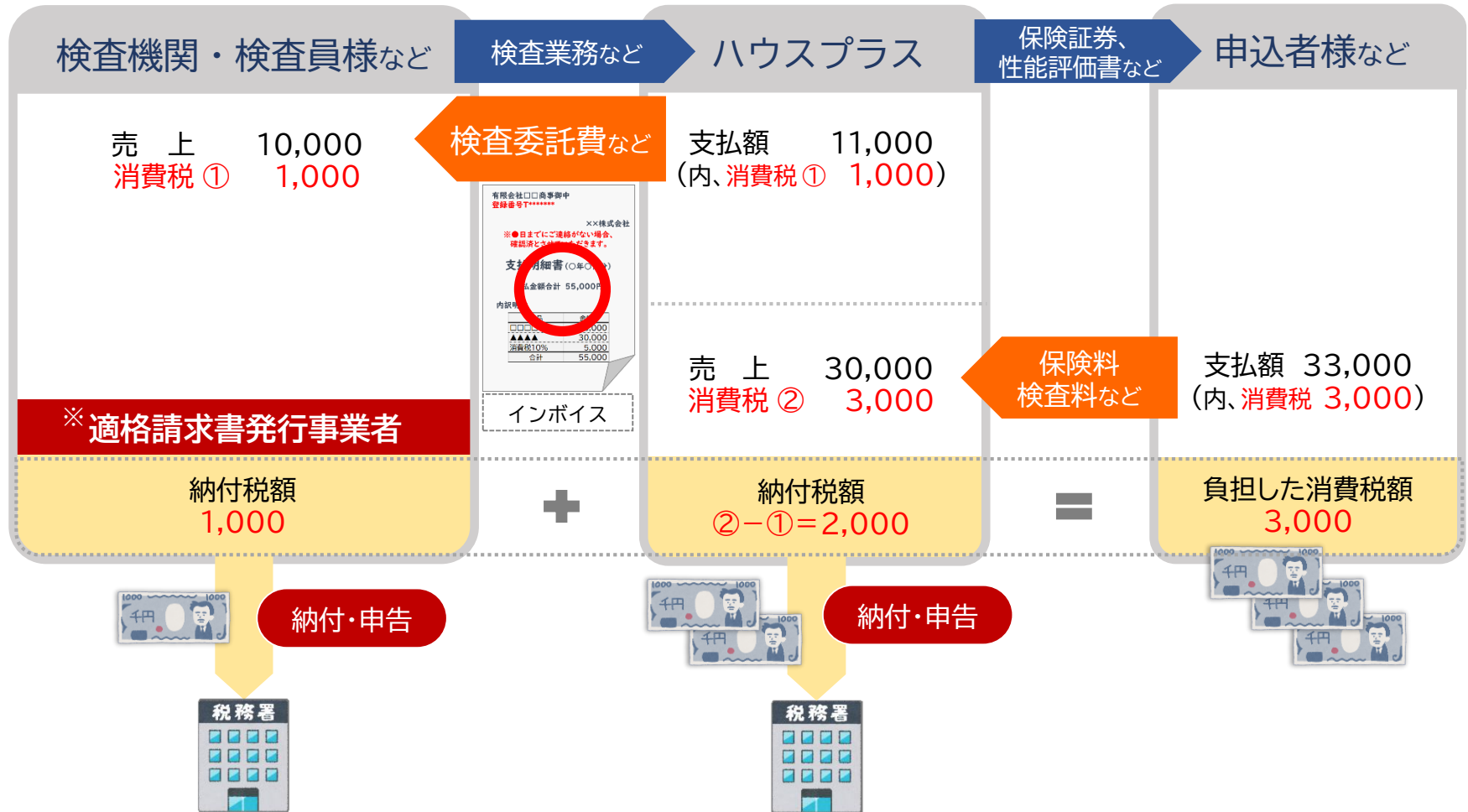


※ 課税事業者 … 消費税を国に納める義務がある事業者

免税事業者 … 一定の要件（「基準期間における課税売上高が1,000万円以下」など）を満たし、
消費税の納付を免除されている事業者

3. ハウスプラスの場合

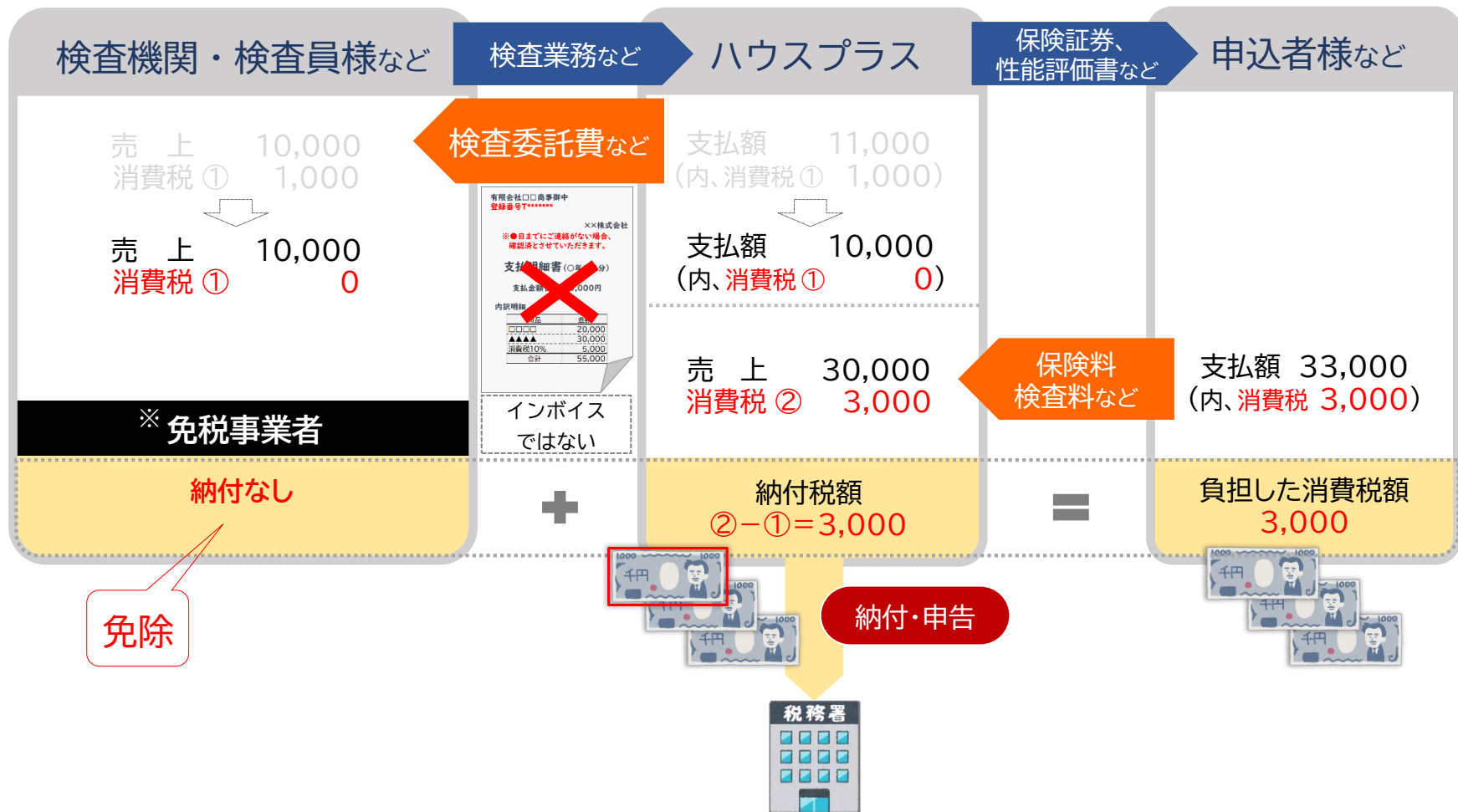
(インボイス制度開始後) 「適格請求書発行事業者」の登録を受けた課税事業者



※ 適格請求書発行事業者… 税務署に申請して「適格請求書発行事業者」の登録を受けた課税事業者

3. ハウスプラスの場合

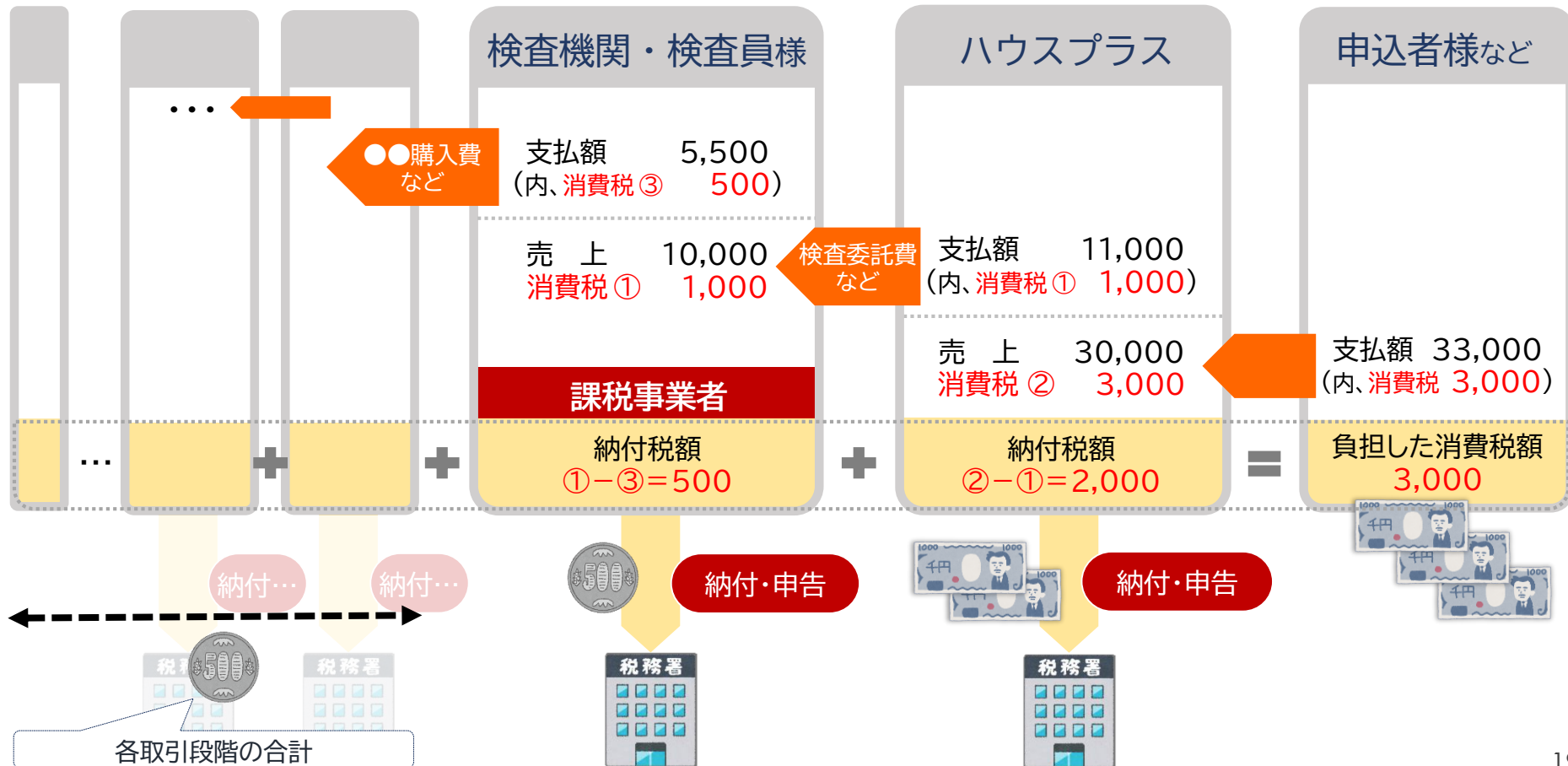
(インボイス制度開始後) 免税事業者



※ 免税事業者 … 一定の要件(「基準期間における課税売上高が1,000万円以下」など)を満たし、
 消費税の納付を**免除**されている事業者

課税事業者の仕入税額控除について

- ▶ 課税事業者の検査機関・検査員様は、ご自身が支払った消費税を差し引くこと（仕入税額控除）ができますので、実際の納付税額は、ハウスプラスから受け取った消費税額よりも少なくなります。



3. ハウスプラスの場合

(インボイス制度開始後) 「適格請求書発行事業者」と免税事業者の比較

適格請求書発行事業者

検査機関・検査員様

仕入先など
支払額 5,500
(内、消費税③ 500)

売上 10,000
消費税① 1,000

ハウスプラスより

納付税額
① - ③ = 500

国
へ

納付・申告

受け取る	11,000
支払う	-5,500
納付する	-500
手元残	5,000

消費税の申告・納付が必要

免税事業者

検査機関・検査員様

仕入先など
支払額 5,500
(内、消費税③ 500)

売上 10,000
消費税① 0

ハウスプラスより

納付なし

国
へ

納付・申告

受け取る	10,000
支払う	-5,500
納付する	0
手元残	4,500

消費税の申告・納付は不要

1. 消費税の基本的な仕組み
2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
3. ハウスプラスの場合
- 4. 制度開始までのスケジュール**
5. 最後に

4. 制度開始までのスケジュール

「適格請求書発行事業者」の申請・登録について

- ▶ インボイス制度開始時（令和5年10月1日）から登録を受けようとする場合、原則として**令和5年3月31日まで**に税務署へ申請書の提出が必要です。

登録拒否要件に該当しない限り、申請すれば登録されます

令和3年
10月1日

令和5年
3月31日

令和5年
10月1日

申請受付期間



登録申請書を提出

登録通知を受領

適格請求書発行事業者登録番号
(英数字)の提出

業務委託契約の
更新(巻き直し)

インボイス制度
開始



目次

1. 消費税の基本的な仕組み
2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
3. ハウスプラスの場合
4. 今後のスケジュール
- 5. 最後に**

免税事業者の適格請求書発行事業者登録について

- ▶ 令和5年10月1日から登録を受けた場合、登録日である令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間について、**令和5年分の消費税申告が必要**となります。
- ▶ 原則「登録申請書」と「課税事業者選択届出書」の提出が必要ですが、インボイス制度開始にあたっては「課税事業者選択届出書」の提出を不要とする特例措置があります。
- ▶ 令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降に登録する場合、**登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は免税事業者となれません。**
- ▶ **簡易課税制度**※を選択する場合、原則、事前に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要ですが、インボイス制度開始にあたっては課税期間初日の前日に提出されたとみなされる特例措置があります。（ただし、特例措置を受ける旨の記載が必要です）



※簡易課税制度

中小事業者の事務負担の軽減を図るため、消費税納付税額を便宜的に簡単に計算できる特例制度